第１章　計画の策定にあたって

1　計画の背景と目的

我が国は、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和７（2025）年を迎えることとなり、高齢者人口は、生産年齢人口の減少傾向が加速する中で、今後も増加していくことと見込まれています。また、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

本市においては、高齢者人口は今後減少していくと予測されますが、生産年齢人口も減少し、全ての日常生活圏域での高齢化が進んでいくことが見込まれています。こうした中、8050問題をはじめ世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進が更に重要となっています。

また、単独世帯や夫婦のみの世帯の増加や85歳以上人口が増加する中で、医療と介護の双方のサービス需要が増加し、複雑化・複合化した課題を持つ高齢者世帯への対応など、医療と介護の提供体制構築の必要性も更に高まっています。生活困窮者やひきこもりへの支援など制度・分野の枠を超えた取組、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者支援への取組など、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、すべての住民が生きがいや役割を持ち、支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。

本市は、「第８期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第８期計画」という。）を策定し、「高齢者が　できる限り　住み慣れた地域で　はつらつ暮らせる　支え合いのまち　つやま」を基本理念に掲げ、住民一人ひとりが地域の課題を我がごととして捉え、高齢者が地域で健やかに、安心して生活を継続できるまちづくりを推進してきました。

この度、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、だれもが住み慣れた地域で自分らしく 安心して暮らせる、住民一人ひとりが支え合う地域共生社会を実現するため、「第９期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第９期計画」という。）を策定しました。

2　計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。
- 成年後見制度利用促進法第14条第１項の規定に基づく成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画に位置づけます。
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）に定める「地域包括ケア計画」に位置づけます。
- 地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月法律第65号）（以下、「認知症基本法」という。）に定める「認知症施策推進計画」に位置づけます。

（２）関係計画との整合性

- 国の定める基本指針、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」と整合性を図りました。また、令和元（2019）年に閣議決定された認知症施策推進大綱と整合性を図り、令和5（2023）年の認知症基本法並びに今後策定される認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進します。
- 上位計画である「津山市第５次総合計画」、「第３次津山市地域福祉計画」及び関連計画である「第３次健康つやま21」、「津山市障害者計画（第４期津山市障害者計画・第７期津山市障害福祉計画・第３期津山市障害児福祉計画）」等、各種計画と整合性を図りました。

3　計画の期間

本計画の期間は、令和６（2024）年度を初年度とし、令和８（2026）年度を目標年度とした3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて本計画期間中に目指すべき姿を明らかにし、目標を設定しました。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	～	令和 22年度 (2040)
令和 22(2040)年を見据える										
第８期計画										
			第９期計画							
						第 10 期計画				

４　計画の策定体制

（１）津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会での検討

計画策定にあたっては、幅広い住民の協力と意見を得て、津山市の実情に応じたものにするため、学識経験者、地域ケア団体代表、介護保険事業者、医療専門職、福祉専門職、 被保険者代表等で構成する「津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会」において審議を行いました。

（２）アンケート調査の実施

高齢者とその家族のニーズを把握するとともに、地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。

ア　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	・高齢者の暮らしや健康状態、地域課題の把握 ・効果的な介護予防政策立案と効果評価の実施
調査対象	65 歳以上の住民（要介護 1～5 の認定を受けている住民を除く） 7,987 人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	令和 5(2023)年 1 月 31 日～3 月 24 日
有効回収数（回収率）	5,159 票（64.6％）

イ　在宅介護実態調査

調査目的	・要介護者の生活状況や介護者の就労状況等の把握 ・効果的な支援、サービスのあり方の検討
調査対象	認定有効期間が、令和 4(2022)年 11 月 1 日以降の要支援・要介護認定者のうちの在宅生活者 652 人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	令和 5(2023)年　1 月 31 日～3 月 24 日
有効回収数（回収率）	333 票（51.1％）

（３）パブリックコメントの実施

計画素案を広く住民に公表し、意見募集（パブリックコメント）を行いました。

実施期間	令和 6(2024)年 1 月 16 日～2 月 15 日
実施方法	市ホームページにおける公表及び市役所・支所・出張所での閲覧

5　日常生活圏域の設定

高齢者が自宅で生活を送るためには、高齢者の生活圏域を単位にサービス体制を整備する必要があります。そのため、地域の特性、面積、人口等を踏まえてサービス提供の基盤となる日常生活圏域を設定することが必要となります。

本市においては、旧行政区や人口規模、地理的要因等を踏まえ、前計画と同様に８圏域を日常生活圏域に設定することで、これまで築き上げてきた高齢者への支援体制を活用して、サービス必要者の把握・支援をスムーズに行うことを目指していきます。

【日常生活圏域ごとの高齢者・認定者の状況】

区分	人口	高齢者数	認定者数	高齢化率	認定率
東部圏域	19,431	5,303	1,038	27.3%	19.6%
西部圏域	15,635	4,878	943	31.2%	19.3%
南部圏域	11,007	3,988	770	36.2%	19.3%
北部圏域	22,074	5,573	993	25.2%	17.8%
中央部圏域	12,893	4,242	768	32.9%	18.1%
加茂・阿波圏域	4,060	1,875	424	46.2%	22.6%
勝北圏域	5,725	2,235	524	39.0%	23.4%
久米圏域	6,095	2,571	504	42.2%	19.6%
津山市全域	96,920	30,665	5,964	31.6%	19.4%

資料：住民基本台帳及び市介護保険システム（令和５（2023）年４月１日現在）

【日常生活圏域の設定状況】

加　茂・阿　波　圏　域
旧加茂町全域
旧阿波村全域

北　部　圏　域
西苫田（上河原・北園町）
東苫田（志戸部・勝部・籾保・紫保井・大田・沼・弥生町）
神庭（吉見・綾部）
滝尾（堀坂・妙原・三浦）
一宮（一宮・東一宮・東田辺・西田辺・山方）
高田（上横野・下横野・大篠）
高倉（上高倉・下高倉東・下高倉西）

勝　北　圏　域
旧勝北町全域

久　米　圏　域
旧久米町全域

西　部　圏　域
城西（小田中）
西苫田（総社・小原）
二宮（二宮）
院庄（院庄・神戸・戸島）
田邑（上田邑・下田邑）

南　部　圏　域
鶴城（桶屋町・上紺屋町・下紺屋町・鍛治町・坪井町・福渡町・細工町・宮脇町・南新座）
中央（堺町・二階町・元魚町・新職人町・戸川町・本町二丁目・本町三丁目・美濃町）
城西（西寺町・鉄砲町・新茅町・茅町・西今町・安岡町）
佐良山（福田・高尾・皿・平福・中島・一方・津山口・井口・種）
福岡（大谷・昭和町一丁目・昭和町二丁目・南町一丁目横山・八出）
城南（材木町・伏見町・京町・河原町・船頭町・小性町・吹屋町・新魚町）

中　央　部　圏　域
東津山（川崎・野介代）
林田（林田）
城東（東新町・西新町・中之町・勝間田町・林田町・橋本町・上之町）
城西（小田中の一部）
西苫田（山北）
城北（山下・北町・椿高下・城代町・田町・大手町）

東　部　圏　域
福南（小桁・金屋・押渕・荒神山・種の一部）
成名（草加部・野村・近長・楢）
高野（押入・高野山西・高野本郷）
広野（河面・福井・田熊）
大崎（金井・中原・福力・新田・西吉田・池ケ原・堂尾）
河辺（国分寺・日上・瓜生原・河辺）